



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月4日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人長野県キャリア&カウンセリング研究会
3 代表者の氏名
窪田 明美
4 主たる事務所の所在地
東筑摩郡山形村7550番地110
5 定款に記載された目的
この法人は、地域に根ざしたメンタルヘルスとキャリアサポートの普及啓発活動を通じて、健康で活力に満ちた人と組織づくりに貢献することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成25年1月4日
2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人ケアタウン浅間温泉
3 代表者の氏名
高橋 卓志
4 主たる事務所の所在地
松本市浅間温泉三丁目31番28号
5 定款に記載された目的
この法人は、地域が持つ豊かな資源・財産を最大限生かしたコミュニティケアを実現しさらにそこにノーマライゼーション思想を根底に置く福祉コミュニティを実現することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) アグリ南長野
長野市水沢上庭3街区1 ほか
2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内1-5-1 新丸の内ビルディング
3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
グリーン長野農業協同組合
長野市篠ノ井布施高田961-2
株式会社ユニクロ
山口県山口市佐山717-1
4 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年8月28日
5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,740平方メートル
6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
(1) 駐車場の収容台数 175台
(2) 駐輪場の収容台数 17台
(3) 荷さばき施設の面積 373平方メートル
(4) 廃棄物等の保管施設の容量 63立方メートル
(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおりに
7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

Table with 3 columns: Store Name, Opening Time, Closing Time. Rows include Green Nagano Agriculture Cooperative and Uni-Kuro Co., Ltd.

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

Table with 1 column: Time Band. Content: 午前7時30分から午後9時30分まで (年間4日、午前5時30分から午後9時30分まで)

- (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
14か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおりに

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	午前4時から午後7時まで
2	午前6時から午後7時まで
3	午前6時から午後7時まで
4	午前6時から午前8時まで
5	午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成24年12月27日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

10 縦覧の期間

平成25年1月15日から平成25年5月15日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社佐久インターウェーブ
佐久市野沢94-1

3 変更事項

(1) 荷さばき施設の位置

(注) 位置は届出書の図面のとおり

(2) 廃棄物等保管施設の位置

(注) 位置は届出書の図面のとおり

4 変更年月日

平成25年8月28日

5 届出年月日

平成24年12月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月15日から平成25年5月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ小諸インター店

小諸市大字諸字鳥井辺297-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時30分	午後10時
有限会社花よし	午前10時	午後9時
株式会社大創産業	午前10時	
株式会社マツモトキヨシ甲信越販売	午前9時	
有限会社柳沢醸造食品	午前10時	
株式会社コニカカラー信州	午前10時	
有限会社クリーニング古城	午前10時	
小林美智子	午前10時	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前7時	午後10時
有限会社花よし		午後9時
株式会社大創産業		
株式会社マツモトキョシ甲信越販売		
有限会社柳沢醸造食品		
株式会社コニカカラー信州		
有限会社クリーニング古城		
小林美智子		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時から午後10時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで

- 4 変更年月日
平成25年2月1日
- 5 届出年月日
平成24年12月27日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年1月15日から平成25年5月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マツヤ上田店
上田市大字小泉高田715-1 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前10時	午後10時
合資会社大定商店		
株式会社ノリ薬局		
株式会社タツミヤ		

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前7時	午後10時
合資会社大定商店		
株式会社ノリ薬局		
株式会社タツミヤ		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から午後10時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで

- 4 変更年月日
平成25年2月1日
- 5 届出年月日
平成24年12月27日
- 6 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成25年1月15日から平成25年5月15日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

マツヤ上田東店

上田市大字住吉字塚田584-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

株式会社マツヤ

長野市大字北尾張部710-1

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前9時30分	午後10時

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
株式会社マツヤ	午前7時	午後10時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前7時から午後10時30分まで	午前6時30分から午後10時30分まで

4 変更年月日

平成25年2月1日

5 届出年月日

平成24年12月27日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成25年1月15日から平成25年5月15日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県上小地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

安曇野都市計画道路 3・6・6号 吉野線

3・6・7号 本村線

3・6・8号 西町線

3・6・18号 町東線

3・7・1号 碌山通線

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画公園 2・2・1号 豊科公園
- 2・2・2号 アルプス公園
- 2・2・3号 たつみ原公園
- 2・2・4号 豊科西公園
- 2・2・5号 真々部公園
- 2・2・6号 上川手公園
- 2・2・7号 熊倉公園
- 2・2・8号 下鳥羽公園
- 2・2・9号 新田公園
- 2・2・10号 大原公園
- 2・2・11号 本村公園
- 2・2・12号 産業団地北公園
- 2・2・13号 産業団地南公園
- 2・2・14号 碌山公園
- 2・2・15号 町尻公園
- 2・2・16号 北城公園
- 2・2・17号 町浦公園
- 2・2・18号 野沢公園
- 2・2・19号 一日市場公園
- 2・2・20号 下長尾公園
- 2・2・21号 七日市場公園
- 2・2・22号 上長尾公園
- 2・2・23号 倉田公園
- 2・2・24号 小田多井公園
- 2・2・25号 扇町公園
- 2・2・26号 田尻公園
- 2・2・27号 岩原公園
- 2・2・28号 下堀公園
- 2・2・29号 中堀公園
- 3・3・1号 豊科中央公園
- 3・3・2号 高家公園
- 3・3・3号 龍門淵公園
- 4・4・1号 松尾寺山公園
- 4・4・2号 三郷文化公園

5・4・1号 豊科南部総合公園

都市計画課

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画広場 1号 成相広場
- 2号 成相上町広場

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画汚物処理場 1号 安筑汚物処理場
- 2号 穂高汚物処理場

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画ごみ焼却場 1号 安筑ごみ焼却場

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画火葬場 1号 広域豊科葬祭センター

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画土地区画整理事業 吉野土地区画整理事業
- 穂高駅前土地区画整理事業

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類及び名称

- 安曇野都市計画地区計画 下鳥羽地区地区計画
- 本吉地区地区計画
- 新田地区地区計画
- 光地区地区計画
- 新田東地区地区計画
- 穂高駅西地区地区計画

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成25年1月15日

長野県知事 阿部守一

1 都市計画の種類

安曇野都市計画用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市計画課及び安曇野市役所

都市計画課

公告

豊野町土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年1月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名	住所
和田 一夫	長野市豊野町南郷2410番1号地
塚田 卓男	長野市豊野町南郷2366番地
大沢 健一	長野市豊野町南郷2377番地
井上 暉夫	長野市豊野町石2421番地
丸山 慶一	長野市豊野町石967番地
市川 幸彦	長野市豊野町石1900番地
善財 民夫	長野市豊野町豊野2024番地
堀越 征一	長野市豊野町豊野1577番地
藤澤 幸雄	長野市豊野町豊野1470番地
藤澤 博	長野市豊野町石808番地
村松 袈裟雄	長野市豊野町浅野661番地1
小林 喜三博	長野市豊野町蟹沢828番地2
堀田 実	長野市豊野町大倉688番地4

重任

氏名	住所
青木 正利	長野市豊野町蟹沢1169番地
塚野 淳一	長野市豊野町大倉3429番地
小林 正幸	長野市大字稲葉1685番地4

退任

氏名	住所
土屋 長	長野市豊野町南郷209番地
牧野 修三	長野市豊野町南郷2371番地
内山 一彦	長野市豊野町南郷2276番地
柳澤 實	長野市豊野町石1017番地
宮澤 久知	長野市豊野町石1968番地
井上 長茂	長野市豊野町石2242番地

眞山 辰雄	長野市豊野町豊野2327番地
村山 悦郎	長野市豊野町豊野1377番地
宮下 紀久雄	長野市豊野町豊野1250番地
村山 安雄	長野市豊野町豊野1380番地1
村松 正親	長野市豊野町浅野1115番地2号
長野 良春	長野市豊野町蟹沢2345番地1
松平 眞治	長野市豊野町大倉1166番地

監事

新任

氏名	住所
矢島 保政	長野市豊野町石2417番地1
宮下 紀久雄	長野市豊野町豊野1250番地
関谷 徳男	長野市豊野町浅野888番地3

重任

氏名	住所
丹後 恵二	長野市大字富竹1080番地6

退任

氏名	住所
土屋 幸一	長野市豊野町南郷45番地1
千野 今朝志	長野市豊野町豊野1277番地
栗原 忠章	長野市豊野町大倉8番地

農地整備課

公告

上水内郡鳥居川土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成25年1月15日

長野県長野地方事務所長 望月孝光

理事

新任

氏名	住所
青柳 市郎	上水内郡信濃町大字柏原2900番地1
寺島 隆男	上水内郡飯綱町大字古町686番地7
田中 義兼	上水内郡飯綱町大字小玉599番地
渡辺 勝昭	上水内郡飯綱町大字倉井287番地1
田中 岩男	長野市豊野町石43番地
萩原 正直	長野市豊野町大倉2736番地3
林 紘一	中野市大字上今井3277番地
滝澤 誠一	中野市大字穴田1162番地

重任

氏名	住所
小林 英教	上水内郡信濃町大字平岡1676番地
高橋 丁寿	上水内郡信濃町大字富濃375番地1
小柳 伸一	上水内郡飯綱町大字普光寺690番地

退任

氏名	住所
北村 袈裟男	上水内郡信濃町大字柏原2849番地4
中川 功	上水内郡飯綱町大字牟礼2662番地
寺島 義睦	上水内郡飯綱町大字古町753番地1
春日原 盛太	上水内郡飯綱町大字倉井2281番地1
須田 幸宏	長野市豊野町石1991番地

島津元雄 長野市豊野町浅野1110番地
滝沢清 中野市大字穴田1121番地
山口光左 中野市大字上今井2635番地 1

監事

新任

氏名 住所
平塚俊男 上水内郡信濃町大字柏原111番地
町田健治 上水内郡飯綱町大字牟礼2802番地 1
中山和夫 長野市豊野町大字豊野1449番地
佐藤実 中野市大字上今井806番地

重任

氏名 住所
常田公雄 上水内郡信濃町大字穂波92番地
大澤保男 上水内郡信濃町大字古間1348番地 1

退任

氏名 住所
小林久雄 上水内郡信濃町大字柏原19番地 1
渡辺勝昭 上水内郡飯綱町大字倉井287番地 1
岡田徳治 長野市豊野町大字蟹沢2051番地
藤田三夫 中野市大字上今井676番地 1

農地整備課

公告

長野県中野土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年1月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

理事

退任

氏名 住所
小田切治世 中野市中央三丁目4番16号

農地整備課

公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年1月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

理事

退任

氏名 住所
小田切治世 中野市中央三丁目4番16号

農地整備課

公告

中野市西部土地改良区の役員について、次のように退任の届出がありました。

平成25年1月15日

長野県北信地方事務所長 柳澤直樹

理事

退任

氏名 住所
小田切治世 中野市中央三丁目4番16号

農地整備課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年1月15日

長野県飯田工業高等学校長 柴田修身

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務

長野県飯田工業高等学校パーソナルコンピュータシステム移設業務

(2) 役務の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

契約締結の日から平成25年3月28日まで

(4) 履行場所

飯田市内

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 過去に同種の業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

- (6) 長野県に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- 3 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
飯田市座光寺3349番地 1
長野県飯田工業高等学校
電話 0265 (22) 1118
- 4 入札手続等
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成25年1月30日(水) 午前10時
イ 場所 長野県飯田工業高等学校 会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は、受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成25年1月25日(金)午後1時まで上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課